

バングラデシュ人権報告書 2015 年版

概要

バングラデシュは世俗主義、多元的な議会民主主義国家である。シェイク・ハシナ（Sheikh Hasina）首相及びアワミ連盟（Awami League）（AL）は、2014 年 1 月の議会選挙で権力を保持した。大部分の国際的観測筋がこれらの選挙について、物議を醸すものであり、国際水準に届かないと評した。選挙の 1 年後、数か月に及ぶ全国規模の交通封鎖や暴力的なゼネストをバングラデシュ民族主義党（Bangladesh Nationalist Party）（BNP）が扇動し、BNP は（2015 年）4 月の地方選挙も途中でボイコットを画策し、これは多数の不正投票や干渉の嫌疑に対する応答であった。当局は時々、治安部隊に対する効果的な統制を維持できないこともあった。

最も重大な人権問題は、超法規的殺害及び強制的な失踪、過激派思想信奉者による世俗主義的なブロガー及び他の人々の殺害、インターネット上での言論及び報道に対する制限、早期結婚及び強制結婚、ジェンダーを理由とする暴力、そして劣悪な労働条件と労働者の権利であった。

他に人権問題として挙げられたのは、治安部隊による拷問及び他の虐待、恣意的な逮捕及び拘留、弱い司法機関の能力と独立性、そして長期間にわたる裁判前拘留であった。当局は市民のプライバシー権を侵害した。政治的な動機による政党内部での暴力は依然として深刻な問題で、また公務員の汚職も相変わらず問題であった。一部の非政府機関（NGO）は活動に対する法務上の制限や非公式な制限に直面し続けた。女性や少女は不平等な取扱いに苦しんだ。多数の児童が主に非公式部門で強制労働させられ、その背景には経済的必要性、或いは場合によっては人身売買もあった。児童労働者は時々、暴力や虐待の標的となることもあった。障害者に対する差別、特に障害を持つ児童が公立学校への入学を希望する場合の差別が問題であった。宗教的少数派及び少数民族に対する社会的暴力の事例が根強く残っていたが、政府及び市民社会の多数の指導者が、これらの行為は政治的動機または経済的動機によるものであり、全面的に宗教上の信念又は帰属を理由とすべきではないと主張した。性的指向に基づく差別も相変わらず問題であった。

法の支配の軽視は、個人が、政府当局者を含め、人権侵害を犯しても刑事責任を問われないという状況を招いただけでなく、市民による自らの権利の主張も妨げた。治安部隊による虐待や殺害の事件を捜査及び訴追するために政府が取った措置は、限定的であった。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的又は法に基づかない生命の剥奪

憲法では生命及び個人の自由に対する権利を規定しているが、メディアや地元及び国際的な人権団体の報告によると、政府又は政府の代理人が多数の恣意的又は法に基づかない殺害を犯した。

政府は以前、治安部隊によるあらゆる超法規的殺害を「一切許容」せず、全面的に捜査するという意向を複数の上級当局者が言明していたにも関わらず、治安要員による殺害の総数に関する統計を公表しなかった上、事件の捜査に向けた包括的措置も講じなかった。政府が告訴するに至ったごく少ない事例において、有罪と認められた者は概して行政処分を受けた程度であったが、少なくとも1件の重大事件が（2015）年末時点でまだ係争中であった。治安部隊の一部の隊員は行動を咎められなかった。政府は依然、準軍事的な緊急行動部隊（Rapid Action Battalion）（RAB）の内部調査室を支援し、この組織が人権侵害事件の捜査を担当している。捜査員の継続的訓練は続いたにも関わらず、この調査室が（2015）年中に捜査した事件は16件であったのに比べ、2015年（訳注：「2014年」の誤りではと思われます）は24件であった。

家宅搜索、逮捕及び他の法執行業務の途上、疑わしい死亡が発生した。多くの場合、治安部隊は容疑者を犯罪現場又は隠れ家へ深夜に連行して武器を押収又は共謀者を突き止めたと主張し、また共謀者が警察に向けて発砲した際に容疑者が殺害されたのだと主張した。政府は通常、これらの死亡を「十字砲火殺害」、「銃撃戦」又は「出会い頭の殺害」といった、RAB又は警察部隊と犯罪組織との銃撃戦を特徴付ける言い方で説明したが、メディアも時々、これらの用語を使って、警察の武力の正当な使用を説明した。

（2015年）2月、警察はG・M・ナヒド（G.M. Nahid）の遺体をダッカ医科大学（Dhaka Medical College）の死体安置所へ移送した。遺体は死因が銃撃であることをはっきり示していた。ナヒドの父親曰く、ナヒドは警察に拘留されていたが、ナヒドの保釈金として警察が要求した500,000タカ（6,250ドル）の減額交渉を父親が試みた後、行方が分からなくなった。同月後半、警察は10代の若者3名の遺体を、同じ死体安置所へ移送した。警察の主張によると、これらの若者がバスにガソリン爆弾を投げつけようとしたところ、群衆が彼らを捕まえ、殴打した挙句、死なせてしまった。対照的に、検視報告書ではこれらの児童の遺体に57箇所もの銃創があったと認めた。

2014年4月、複数のRAB将校がナラヤンガンジ（Narayanganj）で7名を拉致し、殺害した。一般市民からの激しい抗議への対応として、政府は張本人であったこれらの将校を強制的に

辞職させ、訴追した。インド当局が、これらの将校に殺害を実行させたかどで告発されていたヌル・ホサイン（Nur Hossain）の身柄を（2015年）11月12日、バングラデシュに引き渡した。この事件は（2015）年末時点で係争中であった。

政治的理由による暴力は、2014年1月の選挙から1周年の（2015年）初頭、増加した。3か月近くに及んだ全国規模の交通封鎖やゼネストの間、100名余りが殺害され、さらに数百名がバス放火及び他の暴力行為の際に重傷を負った。数千件ものBNP活動家逮捕や超法規的殺害疑惑、警察による意図的な脚への銃撃、そして拷問を受けたとの申し立てが、暴力を伴うものであった。

学生や政党青年団による暴力行為が問題であった。（2015年）4月、AL傘下のチャトラ（Chhatra）連盟構成員から成る2つのグループがコミラ（Comilla）で、会議の写真撮影を巡って衝突した。地元のチャトラ連盟の総裁がナイフと銃撃による負傷のため死亡したほか、少なくとも10名が負傷した。（2015年）8月、AL傘下のジュボ（Jubo）連盟の活動家とされる人々がチャンドプル（Chandpur）で、或る教師への暴行について抗議していた複数の中学生を襲撃した。少なくとも20名の学生が負傷のため入院した。

b 失踪

人権団体の報告及び報道によると、複数の失踪及び誘拐が相次ぎ、一部は治安部隊の犯行によるもので、特に選挙1周年に絡む暴動後の期間に多発した。これらの行為の防止又は捜査に向けた政府の取り組みは限定的であった。

（2015年）1月14日、ランプル（Rangpur）で、治安部隊を名乗る私服の複数の男がアル・アミン・カビル（Al-Amin Kabir）を殴打し、彼と妻、そして家政婦を連れ去った。カビルの兄（又は弟）によると、治安部隊は交通封鎖に絡むバス放火事件の捜査中であった。（2015年）7月時点で、3名とも消息不明であった。

（2015年）3月10日、申し立てによると、私服の複数の男がBNPの広報担当者兼共同事務局長、サラフディン・アフメド（Salahuddin Ahmed）を、ダッカ区域のアパートから連れ去った。BNPは彼が誘拐されたと主張し、アフメドの妻は人身保護令状請求訴訟を裁判所に提起した。アフメドの消息は、（2015年）5月に当人が不思議にもインドのシロン（Shillong）の某病院に現れるまで不明のままであったが、現地で彼はインドへの不法入国容疑で告発されていた。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰

憲法及び法律では拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰を禁じているが、地元及び国際的な人権団体の報告や報道によると、治安部隊が、RAB 及び警察を含め、逮捕や尋問の際に拷問や身体的虐待及び心理的虐待を行っていた。報告によると、治安部隊は脅迫、殴打及び電気ショックを使用し、また法執行当局者は時々、強姦及び他の性的虐待を働いた。地元の人権 NGO、オドヒカル（Odhikar）によると、治安部隊が（2015）年の年初から 7 か月間で 3 名を拷問で死に至らしめた。そうした行為の張本人を政府が告訴する、有罪と宣告する、或いは処罰することは滅多になかった。

（2015 年）4 月、シレット・コトワリ（Sylhet Kotwali）警察署担当の行政官であったアタウル・ラーマン（Ataur Rahman）が或る判事の元へ自首し、そして 2014 年に同警察署内で起こった、或る実業家に対する拷問の罪で投獄された。

法律には、判事が容疑者を尋問のため拘留することを認める規定が盛り込まれており、これは再拘留として知られ、その期間中、弁護士が立ち会っていなくても容疑者に尋問することができる。

治安部隊は時々、被拘留者や他の人々に強姦及び他の性的虐待を働いた。（2015 年）10 月、チッタゴン（Chittagong）在住の或る女性が、ボアルカリ（Boalkhali）警察署の警察官を相手取って強姦未遂訴訟を起こし、申し立てによるとその警察官は、彼女が既に提起していた別の強姦事件の取り調べ中に 2 度、彼女を強姦しようとした。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所は依然として苛酷な状況で、また時々、過密、不十分な施設や衛生管理が原因で生命を脅かすこともあった。或る著名な地元 NGO によると、こうした状況が収容中の死亡の一因であった。

物理的状況：刑務局（Department of Prisons）によると、（2015 年）8 月の時点で、定員 34,681 名を想定して設計されたシステムに 69,719 名の受刑者が収容され、うち 74%が裁判前拘留中又は審理中であった。当局はしばしば、裁判前の被拘留者を既に有罪判決を受けた受刑者と一緒に投獄していた。

過密状態のため、受刑者は交替で睡眠を取り、またトイレ設備は不十分であった。複数の人権団体やメディアによると、受刑者の中には医療を受けていない、或いは水を飲ませてもらえない者もいた。刑務所での水の利用可能量は国内の他地域での利用可能量と同等であった

が、大抵は飲用に適さないものであった。

刑務所内の状態、また多くの場合、同じ刑務所複合施設内でも状況は大幅に差があり、それは当局が一部の受刑者を高温、劣悪な換気、そして過密に曝される区域に収容したためである。法律では、教養のある人や社会的に有名な人の場合、家族の訪問権や家事手伝い者の使用の増加を含め、比較的良い条件を特徴とする「区分的」拘留状態で服役することを認めている。

法律では未成年者を成人とは別に収容するよう要求しているが、多数の未成年者が成人と一緒に投獄されていた。法律や裁判所の判決で未成年者の投獄を禁じているに関わらず、児童も時々（場合によっては母親と一緒に）投獄されていた。

当局は日常的に、女性受刑者を男性とは別に収容していた。法律では「安全な拘留状態」（通常は強姦、人身売買及びドメスティック・バイオレンスの被害者）の女性が犯人と一緒に収容されることを禁じているが、当局者は必ずしも別々の施設を提供するとは限らなかった。

運営：当局は非暴力的犯罪者について代替的な量刑手続を使用せず、また刑務所オンブズマンが受刑者に対して応対可能な状況でもなかった。

独立の監視：政府は、赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross）又は他の独立的人権監視団体による刑務所訪問を許可しなかった。政府は、バングラデシュ赤新月社（Bangladesh Red Crescent Society）による外国人被拘留者訪問は許可した。政府が任命した、各刑務所所在地域の著名な民間人で構成される委員会が刑務所の監視を月次で行ったが、所見を公表するわけではなかった。地区裁判官が時々、受刑者を訪問した。

d 恣意的な逮捕又は拘留

憲法では恣意的な逮捕及び拘留を禁じているが、法律では当局が判事からの命令又は令状なしに犯罪活動容疑者を逮捕及び拘留することを認めている。

行政部門判事が率いる移動裁判所は即時判決を言い渡し、それらは懲役刑を含むことが多く、被告人は法定代理人を立てる機会を与えられなかった。

警察及び治安組織の役割

警察は内務省（Ministry of Home Affairs）の管轄下に置かれ、国内の治安、法律及び秩序の維

持を委ねられている。警察の公安課（Special Branch）は入国管理を管轄する一方、バングラデシュ国境警備隊（Border Guard Bangladesh）と沿岸警備隊（同じ省に所属）は国境を警備する。陸軍は内閣府（Prime Minister's Office）の下で組織され、対外安全保障を担当するが、「文民当局を支援するため」必要が生じた場合は国内の様々な治安担当当局の支援に駆り出されることもあり得る。陸軍と内務省治安部隊はチッタゴン丘陵地帯（Chittagong Hill Tracts）（CHT）において、1997 年 CHT 平和協定（Peace Accord）を監視すべく、大幅な駐留を維持していた。

文民当局は軍に対する実効支配を維持し、また政府は治安部隊内での虐待や汚職を捜査及び処罰する仕組みを設けている。しかし、これらの仕組みが規則通りに使われていたわけではない。政府は警察のプロ意識、規律、訓練及び対応能力の改善と、汚職低減に向けた措置を講じた。警察の基礎訓練は、コミュニティを基本とする警察活動の実施に向けた取り組みの一環として、適切な武力行使に関する指示を組み入れる形で継続された。

そうした取り組みをよそに、治安部隊は、RAB を含め、虐待を働き続けたが、刑事責任を問われなかった。原告は刑事事件で警察を告発することを、長期間に及ぶ裁判手続や報復の恐れから、躊躇した。警察を相手取った告訴の躊躇は、刑事免責の風潮を助長する要因でもあった。

治安部隊は、社会的暴力の防止を怠った（第 6 節参照）。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

警察は特別権限法（Special Powers Act）の下、裁判所発行の令状に基づき、或いは進行中の犯罪の観察に基づき、或いは治安と公共の秩序の保持を目的に、個人を逮捕することができる、政府又は地区判事は、国家安全保障を脅かすおそれのある行為の実行を防ぐ目的で、或る人の 30 日間の拘留を命ずることができる。しかし、当局は時々、もっと長い期間にわたり拘留することもあった。判事は被拘留者に、拘留理由を 15 日以内に伝えなければならず、また規制において、被拘留者の事件を 4 か月後に検証することを諮問委員会に要求している。被拘留者は上訴権を有する。

通常の裁判所には保釈制度があり、機能している。当局は犯罪で告訴された刑事上の被拘留者が弁護士にアクセスすることを許可した。政府は時々、被拘留者に、国費被告側弁護士を提供した。被拘留者向けの法的支援プログラムはごくわずかに存在していたが、資金不足の状況であった。当局は概して被告側弁護士が依頼人と面会することを、正式な告訴が裁判所に提起された後に限り許可したが、場合によっては面会が最初の逮捕から数週間後、或いは数か月後にやっと実現することもあった。

恣意的な逮捕：恣意的な逮捕が、多くの場合は政治的デモとの関連で発生し、政府は人々を具体的な罪状なしに拘留し、時には他の容疑者に関する情報収集を目的に拘留することもあった。恣意的な逮捕の申し立ては、(2015 年) 1 月の選挙 1 周年の暴動後に増加し、また (2015 年) 後半にも再び増加した。報道によると、警察は (2015 年) 11 月に 2 日間で約 1,500 名を逮捕した。報告によると、逮捕者の大部分は野党の活動家であった。

裁判前の拘留：恣意的かつ長期間に及ぶ裁判前拘留は依然として問題で、その背景には官僚主義的な非効率、限られた資源、裁判前の規則の手ぬるい執行、そして汚職があった。バングラデシュ国際仲裁センター (Bangladesh International Arbitration Center) によると、2014 年時点で約 200 万件の民事事件及び刑事事件が係争中であった。一部の事件では裁判前拘留期間が、犯罪容疑に対する量刑期間と同等、或いはもっと長かった。

e 公正な公判の否定

法律では司法の独立を規定しているが、下級裁判所への裁判官任命と、司法当局者の報酬及び配属に対する権限を行政部門に与えるという憲法規定が、司法の完全な独立を損ねてしまっている。一部の裁判官の報告によると、不評な裁定に対する報復として、あまり望ましくない地域に異動させられたとのことである。高等裁判所判事に対する弾劾権を議会に与えるという、第 16 次憲法改正が 2014 年に可決されていたが、(2015 年) 10 月時点でそれを施行する法律がまだ立案されていなかった。

汚職や多大な未処理事件が裁判所制度を阻害し、また休廷延長の許可が事実上、多数の被告人が公正な裁判を受けることを妨げ、その背景には証人買収、被害者の脅迫、そして証拠の逸失があった。人権観測筋によると、多数の事件において判事、弁護士及び裁判所職員が被告人に賄賂を要求した。

バングラデシュ国際犯罪法廷 (International Crimes Tribunal) (ICT) は依然、1971 年の独立戦争中の戦争犯罪人として告訴された人々を訴追していた。

(2015 年) 4 月にイスラム協会 (Jamaat-e-Islami) の上級副事務局長、ムハンマド・カマルザマン (Muhammad Kamaruzzaman) が処刑された事件は、司法上は厳格であったが、公正性、透明性及び他の適正手続上の懸念に関する根強い疑問を明らかにした。

(2015 年) 11 月、政府はサラウディン・カダール・チョウデュリー (Salauddin Qader Chowdhury) とアリ・アーサン・モハンマド・ムジャヒド (Ali Ahsan Mohammad Mujahid) を処刑し、両

者とも 1971 年の戦争犯罪を理由に ICT から有罪判決を受けていた。チョウデュリーの弁護士によると、裁判所は、チョウデュリーが罪を犯したとされる時点で国外に居たという証拠を弁護士が提示することを認めなかった。

裁判手続

法律では公正な裁判を受ける権利を規定しているが、司法制度は必ずしもこの権利を保護したわけではなく、その背景には汚職、人員不足及び制度上の行為能力の不足があった。裁判官の基本給は、資格に応じて月額 29,200 タカ（365 ドル）から 39,600 タカ（495 ドル）の範囲であった。検察官の報酬は、月額 3,000 タカ（37.50 ドル）に加え、裁判所で費やした時間 1 時間当たり 200 タカ（2.50 ドル）という低額であったため、事件の結末に影響力を及ぼす目的で一部が賄賂を受け取る事態に繋がった。

被告人は推定無罪であり、上訴権と政府の証拠を閲覧する権利を有する。また被告人は、自分の罪状について詳しい情報を速やかに提供される権利も有する。迅速裁判法（Speedy Trial Act）は、殺人、性的暴行及び強盗など特定の犯罪に関する訴訟手続の不当な遅延を防ぐ目的で制定されたが、頻繁な休廷の結果、未処理事件が溜まる状況となった。陪審制度は存在しない。裁判官が事件の判決を下し、裁判は公開される。貧しい被告人は公選弁護士を付けてもらう権利を有する。被告人は、抗弁に備える時間も十分に与えられる。被告人は弁護士を代理に立て、起訴資料を再検討し、証人を呼び、証人に質問し、そして判決を上訴する権利を有する。政府はこれらの権利を尊重しないことが多かった。

政治犯及び政治的理由により勾留された者

政治的所属が時々、野党党員の逮捕や訴追における要因と見られることがあった一方、政府は政治的な理由だけで訴追することはなかった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

個人及び組織は、人権侵害を理由に行政上及び司法上の救済方法を求めることができるが、民事裁判制度は処理が遅く煩雑であるため、多数の人々が訴状の提出を阻止された。政府は民事裁判手続に干渉しなかった。汚職や外部からの影響力が、民事司法制度における問題であった。民事事件における代替的紛争解決では、市民が調停のための主張を提示することができた。政府筋の情報源によると、民事事件における調停の利用拡大により、司法行政が迅速化したが、公正性又は公平性に関する評価は全く行われていなかった。

財産回復

政府は、1974 年の既得財産法（Vested Property Act）の下で所有地を失った人々、主にヒンドゥー教徒を補償する措置を講じなかった（第 2 節 d 項参照）。

少数派コミュニティの報告によると、多数の土地所有者が、不相応に移転させられた少数派、特に新設道路又は産業開発地帯に近い、最近地価が高騰していた区域から移転させられた人々と対立している。彼らはさらに、地元の警察、民事当局及び政治的リーダーが時々関与している、或いは政治的影響力のある土地横領者が訴追されないよう庇っていると主張した（第 6 節参照）。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的な干渉

法律では私的通信に対する恣意的な干渉を禁じておらず、それどころか諜報機関及び法執行機関は内務省の許可があれば私的通信を監視することができる。警察は滅多に、要求される通りに令状を取得せず、また当局はこれらの手続に違反した当局者を処罰しなかった。人権団体の申し立てによると、警察の公安課、国家安全保障諜報局（National Security Intelligence）、及び軍諜報局長（Directorate General of Forces Intelligence）が情報提供者を雇い、政府に批判的と認知された市民を監視し、報告するよう依頼していた。また政府は日常的に、野党政治家の監視も行っていた。人権団体や報道機関の報告によると、警察は時々、適切な許可なく民家に立ち入ることもあった。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

憲法では言論及び報道の自由を規定しているが、政府は時々、これらの権利を尊重しなかった。言論の自由は多少制限されていた。一部のジャーナリストは嫌がらせを受けないよう、また報復を恐れるあまり、政府に対する批判を自己検閲した。

言論及び表現の自由：憲法では、憲法に対する批判を扇動と同一視している。扇動に対する刑罰は懲役 3 年から終身刑にまで及ぶが、裁判所はこれらの法律の下での判決を誰にも下さなかった。法律ではヘイトスピーチを制限しているが、ヘイトスピーチに該当する要素を明確に定義するわけではないため、政府に幅広い解釈権を与えている。政府は国家安全保障に反すると見なされる言論、外国との友好関係に反すると見なされる言論、公共の秩序、良識または倫理観に反すると見なされる言論、或いは法廷侮辱、名誉毀損、又は犯罪教唆に該当

する言論を制限することができる。

(2015 年) 10 月の報告書の中で、トランスペアレンシー・インターナショナル・バングラデシュ (Transparency International Bangladesh) (TIB) は、議会の能力と独立性に対する懸念を強調した。TIB の専務理事は議会を「操り人形劇場」と称し、また議会を効果的なものにするための「包含的で信用できる」選挙を提案した。政府当局者は TIB に対し、財務状況を調査すると警告する対応を示し、TIB のコメントを扇動に当たると評して、TIB の登録抹消を勧告し、そして議会は、NGO が国家又は議会を侮辱した場合に処罰するための、新たな法規定を検討中であると発表した。

報道の自由：独立系メディアは活動的で、多様な見解を表明したが、政府を批判した報道機関は政府からの否定的圧力に見舞われた。例えば、独立系ジャーナリストの申し立てによると、諜報機関が報道機関に対し部分的に、財務上重要な政府広報の差し控えや、民間企業にもそれら報道機関の広告を差し控えるよう圧力を加えることにより、影響を及ぼした。携帯電話事業者のグラミンフォン (Grameenphone) がメディアに語ったところによると、当局は同社及び他の企業に対し、「2 つの有力新聞」に広告を出さないよう指示した。

政府はラジオ局 1 局とテレビ局 1 局を所有していた。法律ではバングラデシュ公営テレビ局 (BTV) が国内唯一の地上波 (非衛星) 放送チャンネルであり続けることを義務付けている。推定で人口の 60% が民間衛星放送チャンネルを受信できず、また調査結果によると、80% 近くの市民がテレビから情報を得ていた。BTV は議会の審議や政府の番組を放送するが、反対意見を放送することは滅多にない。ケーブル放送事業者は概して、政府から干渉されずに機能していた。政府は全ての民間放送局に対し、選択された政府のニュース番組及び首相演説を無料で放送するよう要求した。

暴力と嫌がらせ：当局は、場合によっては諜報機関も含め、ジャーナリストに身体的な攻撃、嫌がらせ、脅迫を行った。(2015 年) 1 月、警察はエクシェイ・テレビジョン (ETV) が亡命中の BNP 副議長、タリク・ラーマン (Tarique Rahman) の 50 分間にわたる演説を放送した後、同局のアブダス・サラム (Abdus Salam) 会長を逮捕した。当初の罪状はポルノグラフィ規制法 (Pornography Control Act) 違反であったが、後に警察はサラムを扇動容疑で告訴した。

(2015) 年中、暴力的過激派が、世俗主義者又は反イスラムの記述で知られる 4 名のブロガーを殺害した。政府は殺害事件を捜査する措置を取り、容疑者を逮捕した。当局者は殺害を非難した一方、他人の宗教的感受性を侵害する内容を記述してはならないという警告も発した。宗教的感受性の侵害は犯罪である。(2015 年) 10 月、暴力的過激派が、別々ではあるがほぼ同時期に、殺害されたブロガーの 1 人、アヴィジット・ロイの出版業者を攻撃した際、1

名を殺害し、3 名を負傷させた。過激派組織はこれらの攻撃について、インド亜大陸のアルカイダ（Al-Qaeda in the Indian Subcontinent）（AQIS）の代理として犯行声明を出した。

検閲又は内容の制限：政府はメディアに対し間接的に、脅迫や嫌がらせを手段として検閲しようとした。しばしば、政府当局者は民営テレビ局に対し、反対派の活動や声明を放送しないよう要求した。評判の良い新聞であるプロトム・アロ（Prothom Alo）紙とデイリー・スター（Daily Star）紙は、政府や首相に対する批判を報じたとの理由で、首相主催行事の取材を拒否された。

一部のジャーナリストや人権 NGO によると、ジャーナリストは自己検閲を行っているが、それは特に、治安部隊による報復を恐れていることである。政府に対する国民の批判は日常的で、口頭での批判であったが、数名のメディアの大物が、政府による嫌がらせの懸念を表明した。

AL 政権は、その前の BNP 政権同様、政治的支持者へ新たな放送免許を交付した一方、政敵への免許交付は拒否した。

政府は外国の出版物や映画を厳格な審査及び検閲の対象にはしなかったが、国内の外国人特派員が数名、自己検閲を実践するよう圧力を受けたと報告した。政府管理下の映画検閲審議会が国内及び外国の映画を審査し、そして当局に対し、国家安全保障、法と秩序、宗教的感情、猥褻、外交関係、名誉毀損、又は盗作を理由に映画を検閲又は禁止するよう指示したが、以前ほど厳格ではなかった。貸しビデオ屋や DVD 販売店は多様な映画を揃えており、レンタル品に対する政府の検閲活動は散発的で、効果がなかった。

（2015 年）9 月、最高裁判所の上訴委員会は、ラナ・プラザ（Rana Plaza）衣料工場崩落事故に関する映画の上映差し止め措置を無効としたが、映画検閲委員会への新たな要請により、この映画はどっちつかずの状態のままとなった。

政府は時々、国家指導者に関する下品な写真又は猥褻な写真、或いは好ましくない意見を検閲した。

国家安全保障：（2015 年）2 月、英字新聞、デイリー・スター紙は「狂信者たちが再び醜い頭を上げる」という見出しのプロパガンダ・ポスターの写真に掲載した。首相は議会の場で、政府はデイリー・スター紙に対して「禁止された軍事組織を支援しようとしている」との理由で措置を講じる意向であると発表した。

非政府の影響：(2015 年) 10 月、AQIS の一味とされる人々が、イスラム教を侮辱した、女性ジャーナリストを雇用した、裸の女性を見せた、或いは別の形で過激派のシャリア法の意義に反する行為を行った報道機関へ脅迫状を送りつけた（「暴力と嫌がらせ」参照）。

インターネットの自由

政府はインターネットへのアクセスを多少規制し、インターネット上のコンテンツを検閲し、また信用できる複数の報告によると、政府はインターネット上での私的通信を監視した。携帯電話事業者の報告によると、約 150 万人のインターネット加入者がおり、加えて携帯端末でのインターネット利用者は 4,130 万人を超える。国際電気通信連合（International Telecommunication Union）によると、2013 年時点でインターネット利用者は人口の約 6.5% であった。

個人及び団体は概してインターネット経由で意見を表明したが、一部の活動家によると、情報通信技術法 (Information and Communication Technology Act) (ICTA) の下での訴追の恐れが、インターネット上での言論を制限した。政府は ICTA と、死刑の可能性のある扇動罪で告訴するという脅迫を使用して、インターネット上での活動を制限した。バングラデシュ電気通信規制委員会 (Bangladesh Telecommunication Regulatory Commission) はインターネット上での、国家統一や宗教的信念に対して有害を政府が見なすコンテンツをフィルターに掛けた。また政府は、フェイスブック (Facebook) においても、預言者ムハンマド (Prophet Muhammad) を描写するページや首相又は野党指導者を批判するページを含め、一部のページをブロックした。

仮想プライベート・ネットワーク (VPN) 又はボイス・オーバー・インターネット・プロトコル (VOIP) による電話通信は違法であったが、個人に対して法律が執行されることは希であった。報道によると、(2015 年) 11 月と 12 月に政府がフェイスブックの停止を命じた期間中、政府の処部門及び政治家は各自のページの更新を続けた。

2013 年の ICTA 改正により、サイバー犯罪に対する罰則が強化され、保釈対象とならない罪状が増え、そして法執行当局者は裁判所命令なしに違反者を逮捕する権限がさらに幅広くなった。この法律に反対の人々によると、国家又は個人に対する挑発的又は軽蔑的な情報をインターネット上に投稿することを刑事罰の対象とする第 57 条は、言論の自由を抑止するものである。(2015 年) 9 月、高等裁判所は、第 57 条の合憲性に異議を唱える申し立てを棄却した。(2015 年) 1 月、警察は大学生ファードトゥル・ムンサ・サンジダ (Firdatul Muntha Sanjida) を、首相及び首相の息子を嘲う画像をフェイスブックに投稿したとの容疑で逮捕した。(2015 年) 5 月、警察はロマン・パルワン (Roman Palwan) を逮捕し、首相に関する漫画をフェイ

スブックに投稿したとの容疑で彼を相手取った ICTA 訴訟を提起した。

学問の自由と文化的行事

政府は学問の自由又は文化的行事にほとんど制限を課さなかったが、メディア団体の報告によると、当局は、宗教的又は地域社会での緊張の可能性を煽るおそれのある、繊細な宗教的なテーマや政治的なテーマに関する研究を妨害した。1971 年の独立戦争に関する学術的刊行物も、精査及び政府の承認の対象となった。

b 平和的集会及び結社の自由

憲法では集会の自由及び結社の自由を規定しており、政府は概してこれらの権利を尊重したが、政治的な抗議活動や情勢不安の時期に、特に 2014 年の議会選挙から 1 周年を機に暴動が起こった頃、集会の自由を制限する措置を政府が講じた例が複数あった。

集会の自由

政府は概して集会を許可したが、時々、政治団体が会合やデモを行うことを妨げた。法律では政府が 4 名を超える集会を禁ずることを認めている。ダッカ警視庁（Dhaka Metropolitan Police）が出した命令では、抗議活動やデモなどの集会を行う場合、事前許可を取るよう要求している。複数の人権 NGO によると、当局がこの規定を使用する例が増え、特に選挙 1 周年の前後の時期が多かった。時々、警察又は与党活動家はデモを解散させる目的で武力行使した。

（2015 年）3 月に選挙 1 周年の混乱が長期化した際、当局はクリケット全国代表チームの勝利を祝う行進を AL が行うことは許可したが、BNP による同様の行事の許可は拒否した。

（2015 年）9 月、複数の学生が私立大学授業料への付加価値税（VAT）課税に抗議して、ダッカの交通を麻痺させた。警察の対応が控え目であったため、抗議活動は続行した。政府は最終的に VAT を撤回した。

結社の自由

法律では市民の結社権を、倫理観又は公共の秩序を守るための「合理的制限」を前提として規定しており、政府は概してこの権利を尊重した。政府の NGO 業務局（NGO Affairs Bureau）は時々、人権、労働者の権利、先住権又はロヒンギャ族（Rohingya）難民への人道支援など、同局が繊細な問題と見なす分野で活動する NGO への外国からの資金提供の承認を差し控え

ることがあった（第 2 節 d 項、第 5 節、第 7 節 a 項を参照のこと）。

検討中の法案である外国人寄付（自主的活動）規制法（Foreign Donations (Voluntary Activities) Regulation Act）は、報道対象として大幅に、集中的に取り上げられ、国際的にも意見が寄せられた。同法が成立すれば、NGO 登録の有効期間が長くなるが、NGO 又は政府当局者が国外から資金提供を受ける場合の制限が強化されることになる。同法では NGO 業務局による個々のプロジェクトに承認及び監視を要求することになり、また同局長官に、外国人寄付学の最大 3 倍の罰金又は NGO 閉鎖を含め、制裁措置を課す権限を与えることになる。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (International Religious Freedom Report)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

法律では国内移動、海外渡航、国外移住及び本国送還の自由を規定しており、政府は概してこれらの権利を尊重したが、慎重を期すべき 2 つの区域、即ち CHT とコックス・バザール（Cox's Bazar）は例外であった。政府は外国人による CHT へのアクセスを多少制限すると発表したが、（2015 年）8 月時点で、政府によるこの制限の実施形態は不明瞭であった。

政府は国連難民高等弁務官（UNHCR）又は他の人道支援団体による、難民、亡命希望者、無国籍者及び他の関心対象者への保護及び支援の提供に、全面的には協力しなかった。例えば、政府は UNHCR が関心対象者と見なす人々、特にコックス・バザール地区内の 2 箇所の公式難民キャンプ外の町や村で暮らすロヒンギャ族の不法滞在者全員に UNHCR がアクセスすることを許可しなかった。

海外渡航：一部の野党幹部が、パスポート更新手続の大幅な遅延を報告したほか、出国時に空港で嫌がらせを受けたり、手続が遅れたとの報告もあった。1971 年の独立戦争における戦争犯罪容疑者に対する海外渡航禁止は続いていた。

バングラデシュのパスポートは、イスラエルへの渡航には無効である。

国内避難民 (IDPs)

1973年から1997年にかけて CHT で起こった低レベルの武力衝突により、数万名もの先住者が避難民となった。この衝突の間、政府は土地を持たないベンガル人を平野部から CHT へ移転させ、その暗黙の目的は、CHT における人口バランスをベンガル人が多数派となるよう変えることであった。

CHT に移転させられた国内避難民 (IDP) は、物理的治安が限られていた。先住者コミュニティの指導者は、先住者の権利を移住者が侵害し、時には治安部隊が関与しての侵害が広まっていると主張した。

CHT における IDP は、裁判所や法的支援を十分に利用することができなかった。国内外から集まった専門家で構成される CHT 委員会は、CHT における権利の尊重の促進を追求し、その所見によると、先住者を支援するための情報や弁護士不足のため、IDP が司法制度を利用する際の阻害要因であった。同委員会の報告によると、移住者は偽の権限証書、脅迫、武力、詐欺、そして操作された政府土地収用賠償請求書を使用して、先住者の土地を奪った (第6節参照)。

CHT における IDP の数は依然、論争的であった。2000年に政府のタスク・フォースはその数を50万人と推定したが、これには非先住者はもとより、先住者も含まれた。CHT 委員会は、先住の ICP を9万人少々と推定した。首相は IDP の帰還の推進と、残っている軍キャンプの閉鎖を目的に、CHT における未解決の土地紛争を解決すると誓約したが、IDP に関するタスク・フォースは依然、移住者を IDP として分類することを巡る論争を背景に、機能できない状態が続いていた。同委員会の報告によると、当局は国境警備隊駐屯地と陸軍娯楽施設の創出を目的に、複数の先住者世帯を移転させた。(2015) 年中に解決された土地紛争はなかった。

難民の保護

政府及び UNHCR は、2 箇所の公式キャンプ (クトゥパロン (Kutupalong) 及びナヤパラ (Nayapara)) で暮らす、ミャンマーからの 32,000 名余りの登録済みロヒンギャ族難民へ、一時的な保護と基本的支援を提供した。政府及び UNHCR の推定によると、さらに 20 万人から 50 万人の不法滞在ロヒンギャ族が、2 箇所の公式難民キャンプ外の様々な村や町で生活している。これらの不法滞在ロヒンギャ族の地部分は、コックス・バザールのテクナフ (Teknaf) 小地区及びウクヒア (Ukhyia) 小地区で地元住民に混じって、非公式の居住地で生活していた。これらの居住地には公式のクトゥパロン難民キャンプに隣接するクトゥパロン仮設居住地で暮らす約 42,000 名、レダ (Leda) と呼ばれる居住地で暮らす約 15,000 名、そしてシャムラプル (Shamlapur) 居住地で暮らす約 9,000 名が含まれた。外務省 (Ministry of Foreign Affairs)

の主導により、政府は引き続き、ロヒンギャ族に対して 6 つの主要要素、即ち国境管理、安全保障上の脅威への対処、人道支援、ミャンマーとの協力強化、ロヒンギャ族問題の国内調整、そして不法滞在ロヒンギャ族の調査、これらの要素を伴う国家戦略を実施した。

ベンガル湾（Bay of Bengal）及びアンダマン海（Andaman Sea）における非正規移住危機は、ロヒンギャ族とバングラデシュ人双方の被害者に影響を及ぼした。政府は登録済みロヒンギャ族難民を、バングラデシュへ本国送還された被害者に含める作業を行った。

庇護へのアクセス：法律では庇護又は難民地位を付与する規定を設けておらず、また政府は難民に保護を提供するための正式な制度を確立しているわけでもない。政府は国内に既に居住しているミャンマーからのロヒンギャ族難民にはある程度、保護を提供したが、違法経済移民として分類される不法滞在ロヒンギャ族への庇護は拒否し続けた。政府は UNHCR と協力して、2 箇所の公式キャンプに既に居住している登録済み難民に一時的保護と基本的支援を提供した。重大な保護問題がまだ残っていたが、不法滞在ロヒンギャ族への人道支援提供は、国家戦略の実施に伴って改善し、また海上での非正規移住危機で被害者となった登録済みロヒンギャ族難民への特別支援も改善された。

ルフールマン：ミャンマーでのロヒンギャ族に対する暴力や人権侵害が続いたため、ロヒンギャ族は自宅へ安全かつ自主的に戻るができなかった。(2015年)1月から9月にかけて、UNHCR によると、バングラデシュ当局は推定で 4,719 名のロヒンギャ族をミャンマーへ強制送還し、因みに 2014 年は通年で 5,521 名であった。UNHCR は両国での現場駐在を維持したが、UNHCR によると、これらの人々の多くが難民地位と保護を与えられる資格を有すると想定された。こうした排除をよそに、国境は抜け穴だらけの状況が続き、また UNHCR は貿易、密輸及び違法移住のための越境移動が毎日かなり行われていると指摘した。

難民に対する虐待：UNHCR は、難民に対する虐待の事例を報告し、例として強姦、暴行、ドメスティック・バイオレンス、食料剥奪、恣意的な拘留、及び文書化問題が含まれた。

雇用：政府は国内に居住するロヒンギャ族難民が現地で働くことを許可しなかった。難民はキャンプ外への移動の自由を制限され、またキャンプ外でのあらゆる移動について許可を得なければならなかった。こうした制約をよそに、一部の難民は非公式経済において肉体労働者又は人力車の引き手として不法就労していた。不法滞在ロヒンギャ族も不法就労しており、ほとんどが日雇い労働であった。

基本的サービスの利用：UNHCR と協力しつつ、政府は、衛生、栄養及び避難所の状況が国際的な最低水準以下にまで低下したという近年の所見を受け、公式難民キャンプにおけるい

くつかの側面の改善を継続した。一部の基本的ニーズが依然満たされず、またキャンプは相変わらず過密状態で、密度は国内都市部のスラム街と同等であった。2014年にUNHCRと世界食糧計画が公表した調査報告書によると、難民キャンプにおける栄養不良（発育不良）及び低体重児童の発生率は依然、国内の他地域より高く、また世界保健機関が定めた緊急事態閾値水準を超えていた。

公共教育は2010年時点で8学年まで国内全域で義務付けられていた一方、キャンプでは7学年までしか提供されなかったが、それ以前の数年間は5学年までであった。政府当局はキャンプ外の難民が学校に通うことを許可しなかったが、一部は実際に通っていた。

政府当局は、登録済みか未登録かを問わず、ロヒンギャ族が公共医療を正式に、普通に利用することを許可しなかった。代わりに、UNHCRと複数のNGOが公式キャンプで基本的医療サービスを登録済み難民に提供し、また国際移民機関が仮設居住地で未登録難民へ医療サービスを提供した。複数のNGOが人道支援を登録済みロヒンギャ族難民、不法滞在ロヒンギャ族、そして地元住民に提供したが、キャンプ外でのNGOの活動に対する政府の制限により、未登録住民は基本的医療及び他のサービスの利用を制限された。

複数の国際NGOが、不法滞在ロヒンギャ族及び周囲の貧しい受入れコミュニティへの基本的サービスの提供に際し、NGO業務局からの活動許可の付与が大幅に遅れたために困難に直面した。2014年に政府は国際機関や国際NGOによる、水、衛生、医療及び教育など基本的支援の登録済みロヒンギャ族及び一部の未登録ロヒンギャ族への提供継続を可能にするための、一時的許可を発行した。

登録済み難民は正式な法制度を利用することができなかったが、紛争を仲裁することのできる地元キャンプ当局者へ合法的な申し立てを行うことはできた。未登録住民は法的保護を全く受けず、また時々、政府から違法経済移民と見なされたために逮捕されることもあった。

無国籍者

ロヒンギャ族はバングラデシュにおいては法的に無国籍である。彼らは国内での出生、地元市民との結婚又は他の如何なる手段でも市民権を得ることはできない。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法では市民に、普遍的かつ平等な参政権に基づく自由かつ公正な定期的選挙において、自分達の政府を選ぶ能力を与えているが、最近行われた選挙は、不正や反対派のボイコットに

よって台無しにされた。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：最大野党が 2014 年 1 月の議会選挙をボイコットした結果、全議席の過半数が無競争となったほか、名目上は争われただけの議席も多数あった。競争がほとんどなかったため、多数の投票者が自らの選択権を行使することができなかった。数か月間に及ぶ政治的な混乱や暴動が、選挙前まで続いた。独立系の選挙観測筋は、投票所内又は付近での暴力、投票者の妨害、そして強制投票といった事態を目撃した。シェイク・ハシナ首相と与党 AL は選出議席 300 のうち 235 議席を占め、権力を保持した。BNP は選挙をボイコットした後、議会での議席が全く無くなってしまった。公式野党であるジャティヤ党（Jatiya Party）も、選出議席を 36 議席獲得し、連立政権に加わった。政府を支持した政党が、残り議席の大部分を占めた。シェイク・ハシナ内閣には、連立政権に加わった他の党の代表者も入閣した。

（2015 年）4 月 28 日にダッカとチッタゴンで行われた地方選挙は、複数の情報筋によると、投票の不正操作、脅迫及び暴力によって台無しにされた。BNP が推薦した複数の市長候補が、異常事態への対応として、投票開始 3 時間前に選挙から撤退した。超党派市民団体ネットワークであるバングラデシュ選挙作業グループ（Bangladesh Election Working Group）は、投票プロセス全体の完全性を、観察された違法行為や異常事態の度合いを基に、信用できないと評した。

（2015 年）12 月 30 日の地方選挙に先立ち、野党の大物に対する逮捕や他の行為が数か月間に及んだ。投票は総じて自由で公正であったが、観測筋は投票所の約 8～12%における異常事態を報告した。政敵同士の暴力事件も数件あったが、正規投票者は標的にされなかった。

政党及び政治的な参加：2014 年 1 月の国政選挙での投票率は低く、これは BNP がボイコットしたためであった。選挙委員会が公表した数字によると、議席を争った 147 の選挙区での投票率は平均 40%であったが、因みに 2009 年の選挙では 80%を超えていた。1 人しか立候補しなかった 153 の選挙区では無投票であった。

一部の事例において、政府は野党が公的機能を組織化する権利を妨害し、また野党の政治的行事に関する放送を制限した。2012 年に下されたイスラム協会の登録を抹消する旨の最高裁判所判決に対する同党の上訴はまだ続いていた。

女性及びマイノリティーの参加：マイノリティーに議会の議席を用意するという規定はない。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では当局者による汚職の刑事罰を規定しているが、政府は法律を効果的に実施しなかった。当局者は頻繁に汚職に手を染めたが、刑事責任を免れた。人権団体、メディア、反汚職委員会（Anticorruption Commission）（ACC）及び他の機関が、政府の汚職を報告した。

汚職：2010 年の世界銀行の報告書によると、政府は ACC の仕事を弱体化させ、汚職の訴追を阻害した。同報告書によると、政府が提起した汚職事件は以前の暫定政府の頃よりはるかに少なく、また或る政府委員会が ACC に対し、数千件もの汚職事件の取り下げを勧告した。TIB は、国連腐敗防止条約市民社会同盟（UN Convention Against Corruption Civil Society Coalition）による報告書における、2011 年に政府が ACC に 10,536 件の事件の取り下げを要求したという記述を引用した。第 16 次憲法改正により、当局者を弾劾する議会の権力は、ACC、選挙委員会、国家人権委員会（National Human Rights Commission）（NHRC）及び他の憲法上の委員会を含める形で拡大された。市民社会の一部の人々によると、政府は汚職打倒に真剣に取り組んでおらず、また ACC を、政治的動機による訴追に使用していた。TIB は、ACC の業務に対する政治的干渉が、ACC を「歯のないトラ」にしてしまったと強く主張した。2013 年の ACC 法改正により、ACC は政府の事前許可がなくても公務員を告訴できる権限を失った。

政府は警察汚職の蔓延に対処すべく、様々な措置を講じた。警察の監察長官は、汚職への対処と警察部隊の対応能力向上に向け、警察の訓練を続けた。警察部隊内での汚職に対する訓練の効果について、利用可能な評価資料はなかった。

メディア及び権利団体によると、選挙 1 周年の混乱が時々、警察の汚職を助長した。警察の或る監察官補が（2015 年）1 月 12 日、実業家ファイエズ・アリ（Fayez Ali）の臀部を銃撃した。同監察官補は、銃撃は政治的抗議活動での乱闘の最中に発生したと主張した。アリの妻曰く、監察官補はアリが建設作業員の給料と資材代金を支払うために所持していた 100,000 タカ（1,250 ドル）余りを彼に差し出すことを拒否した後、アリを撃った。

政府は司法機関に政治的圧力を加え（第 1 節 e 項参照）、また野党指導者が関係する事件は非正規な形で手続が進められることが多かった。

汚職は依然、司法機関内で深刻な問題で、また裁判が大幅に遅れる一因でもあった結果、証人の不正や被害者の脅迫を助長した。人権団体や汚職監視団体による複数の報告書は、司法機関の政治化が認知されたことに対し、一般市民の不満の増大を示唆した。

資産公開：議会立候補者は、個人資産に関する明細書を選挙委員会に提出する。ACC は一部の政治家における、既知の収入源では説明のつかない蓄財に関する調査を、対象政治家が自分の資産に関する宣誓書に誤りがあったと供述した後、取り下げた。

情報の一般公開：法律では政府情報の一般公開を規定しているが、効果を上げていなかった。情報委員会（Information Commission）は法律の実施を担当しているが、いくつかの例外（例：国家安全保障）を挙げ、また名目上の処理手数料を定めている。同委員会は、情報請求に従わない個人に宣誓の上で口頭又は書面で証拠を提示するよう強制する、召喚状発行権限を有する。観測筋の指摘によると、政府は（2015）年中、法律に対する市民の理解が限られることや、情報請求の提出及び続行の能力が限られることから、訴訟提起がほとんどなかった。同委員会は、法律の効果的使用を奨励すべく、広報活動や公務員の訓練を実施した。

第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内及び国際的な広範囲にわたる人権団体は概して独立的に活動し、人権事件に関する調査を行い、所見を公表した。人権団体は政府を鋭く批判することが多かった一方、多少の自己検閲も実践した。政府当局者は概して協力的でない、或いは人権団体の見解に対する反応が鈍かった。

政府は、オディカール（Odhikar）という人権団体に対し、オディカールが 2013 年に或る報告書を公表して以来、資金拠出及び活動を制限し続けたが、多数の独立系観測筋が同報告書について、ヒファジャット・イスラム（Hefazat-e-Islam）の集会における政府の武力行使を著しく誇張していると考えた。同報告書には結果的な死亡者数が記載されていたが、公式発表や他の推定と大幅に異なっていた。オディカールのアディル・ラーマン・カーン（Adilur Rahman Khan）書記官とナシルディン・エラン（Nasiruddin Elan）会長は、NGO の報告との関連で逮捕され、保釈されたものの、NGO の報告に端を発した告訴は係争中であった。オディカールは、財務状況に関する捜査を嫌がらせと捉えて報告し、また外国からの資金受領を阻止されたと報告した。家族とオディカールのスタッフは、さらなる嫌がらせを報告し、また電話、電子メール及び移動を絶えず治安当局者から監視されていたと主張した。

政府は、宗教団体も含め、全ての NGO に対し、社会福祉省（Ministry of Social Welfare）に登録するよう要求した。人権、先住者、ロヒンギャ族難民、又は労働者の権利など微妙なテーマに取り組む、地元及び国際的な NGO は、政府からの公式及び非公式両面での制限に直面した。ロヒンギャ族難民を支援する複数の国際 NGO が、政府に仕事を邪魔されたと報告した。これらの団体は、諜報機関から監視されたと主張した。政府は時々、国際 NGO の運

営能力を、プロジェクト登録の遅延、停止命令、又は査証拒否を通じて制限した。

政府は NGO からの批判に対し、メディアを通じ、時には威圧的又は脅迫的な発言で、また裁判所を通じて反論した（第 1 節 e 項参照）。（2015 年）8 月、警察は、超法規的殺害に関するオディカールの報告について、法の支配を脅かす破壊的プロパガンダであると称する声明を出した。（2015 年）10 月、警察が出した別の声明では、超法規的殺害に関する、法的支援／人権 NGO であるアイン・オ・サリシュ・ケンドラ（Ain o Salish Kendra）（ASK）による報告に基づく新聞記事について、国法に対する名誉毀損及び挑戦であると称した。

国連及び他の国際機関：政府間の国際移民機関は、（2015）年後半に政府からの協力が増えたと報告した。

政府の人権団体：NHRC には 7 名のメンバーがおり、5 名の名誉職が含まれる。観測筋の指摘によると、NHRC の小規模な政府支援職員は不十分で、資金も足りない。NHRC の主な活動は人権に関する一般市民の教育で、NHRC 委員長は頻繁にメディアに登場した。国内人権機関国際調整委員会（International Coordinating Committee of National Institutions for the Promotion and Protection of Human Rights）は、NHRC は同様の機関に関する国際基準を十分に遵守していないと認めた。具体的に、調整委員会は NHRC 委員の選出における透明性の欠如と、支援職員に対する NHRC の雇用権限の欠如に焦点を当てた。（2015 年）8 月、NHRC 委員長は、委員会の自由と独立性の拡大を求める公的請願を行った。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

法律では具体的に、女性に対する一定の差別形態を禁じ、女性や児童に対する暴力で告発された人物の特別な訴追手続を定め、苛酷な刑罰を要求し、被害者の補償を規定し、そして捜査担当官による怠惰又は意図的な職務不履行に対する措置を要求している。しかし、執行は弱かった。離婚、親権及び強姦に関する法律は、個人の宗教に応じて異なり、また多くの場合、女性と少女に対して差別的であった。女性、児童、少数民族、障害者、先住者、そして性的少数派は、社会的及び経済的に不利な状況に直面することが多かった。

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律では強姦及び配偶者への身体的虐待を禁じている。配偶者強姦は犯罪ではない。性別を理由とする暴力は依然、深刻な課題であった。バングラデシュ統計局（Bangladesh Bureau of Statistics）の「女性に対する暴力に関する調査報告書 2011 年版（Report on Violence Against Women Survey 2011）」によると、女性の 26%が、

人生のどこかの時点で現在の夫による配偶者強姦の被害者であった。(2015) 年中に ASK が表にまとめた強姦事件のうち、28%が輪姦で、被害者の 7%が強姦された後に殺害され、被害者の 17%が 13 歳～18 歳、19%が 7 歳～12 歳、そして 5%が 6 歳以下であった。少なくとも 1 名、6 歳以下の児童が輪姦された。人権監視団体によると、多数の被害者が、法務サービスの欠如、社会的汚名、或いはさらなる嫌がらせへの恐怖心、そして証人を用意する旨の法的要件を背景に、強姦されても報告しなかった。結果として、強姦犯の訴追は弱く、一貫性を欠いた。(2015 年) 8 月、高等裁判所の命令により設置された政府委員会は、「二本指」強姦テストを、医療専門家による他の検証手段に差し替えるよう勧告した。バングラデシュ女性弁護士協会 (Bangladesh National Woman Lawyers' Association) (BNWLA) の報告によると、一部の加害者が強姦の写真やビデオを携帯電話やインターネット経由で配信し、被害者とその家族に屈辱を与えた。

女性に対する暴力に関する国連の多機関研究が 2013 年に公表され、この研究ではバングラデシュの都市部 1 箇所と農村地域 1 箇所に在住の 18 歳～49 歳の 2,400 名近くの女性を調査した。この研究によると、都市部の男性回答者の 55%、農村部の回答者の 57%が、女性に対して身体的及び／又は性的な暴力を自ら働いたことがあると回答した。同研究は、強姦犯の訴追率が低いことが、刑事免責の風潮を支え、強姦を働いたことを認めた回答者によるさらなる犯罪行為を助長していると結論付けた。合計で、農村部の回答者の 88%及び都市部の回答者の 95%が、強姦罪による法的結末に直面することはなかったと回答した。

(2015 年) 4 月 14 日のポヘラ・ボイシャク (Pohela Boishakh) (ベンガル人の新年) という祝賀行事の際、公の場での性的暴行事件が複数発生した。約 30 名の若者が、ダッカ大学構内で推定 20 名の女性に暴行を加え、またその場に居合わせ女性を助けようとした人々を殴打した。襲撃者は被害者の衣服を剥ぎ取り、被害者には 10 歳の少女 1 名も含まれ、襲撃者はこの少女に咬み傷を残した。近傍の警察は、暴行を止める措置を何ら講じなかった。2 名の女性がジャハンギルナガル (Jahangirnagar) 大学構内で暴行されたほか、ジャガンナート (Jagannath) 大学のバスに乗っていた複数の女性が暴行された。これらの暴行事件は、社会的な激しい抗議や、性的暴力の推進要因に関する一般市民の議論が広まる契機となった。

複数の権利団体曰く、少数派住民が時々、概して社会的影響力が少ないことを背景に、強姦の標的にされた。(2015 年) 5 月、21 歳の先住ガロ族の或る女性が、ダッカでの勤めからマイクロバスで帰宅中、5 名の男に輪姦された。高等裁判所は、この事件に関する措置を警察に命じ、また政府には被害者への補償を命じた。

13 歳の少女の強姦事件がラングニア (Rangunia) で起こった後、地元警察は強姦被害者、彼女の兄 (又は弟)、そして家族を (2015 年) 5 月に投獄し、そしてこの事件で証拠隠滅を理由

に告発されていた警察官を無罪とした。高等裁判所はその後、強姦の報告及び被告人保護の不履行を理由に警察の処罰を要求する裁定を下した。

法律ではドメスティック・バイオレンスを刑事罰の対象としている。政府は秘密ホットライン及び複数の危機管理センターを、ドメスティック・バイオレンス被害者向けに運営した。女性権利団体は政府を、ドメスティック・バイオレンスに対して全体的に無為であるとして批判した。NGO は、政府からほとんど援助を受けていないが、活動資金の大部分をドメスティック・バイオレンスとの闘いに投じている。裁判所はドメスティック・バイオレンス被害者の大部分を、BNWLA が運営する施設などの避難施設へ送った。いくつかの事件において、BNWLA は被害者を、短期間の過渡的な行先として刑務所へ送った。ドメスティック・バイオレンス被害者を支援する団体がいくつか存在した。バングラデシュ統計局が 2013 年に実施した調査によると、既婚女性の 87%が夫から虐待を受け、50%が重傷を負ったと報告した。

他の有害な伝統的習慣：一部の NGO が、持参金を巡る紛争に関連する、女性に対する暴力を報告した。(2015 年) 2 月、タクルガウン (Thakurgaon) 在住の或る夫が、持参金の要求が満たされないことを巡って争う中で妻を絞殺し、遺体を浄化槽に遺棄した。

最高裁判所上訴部の裁定により、死刑宣告（宗教上の命令）の使用は宗教的事案の解決を目的とする場合に限り認められる。死刑宣告は刑罰を正当化する目的で行使することはできず、また非宗教的法律に優先することも認められない。イスラム教徒の伝統は、イスラム法の専門知識を持つ宗教学者に限り、死刑を宣告することができることと決定付けている。こうした制限をよそに、村の宗教指導者が時々、死刑宣告を行うことがあった。死刑宣告は結果的に超法規的刑罰に至り、それは多くの場合、道徳上の罪を認知された女性に対するものであった。

女性に対する自警主義の事件が発生し、時には死刑宣告を執行する宗教指導者が先導する例もあった。これらの事件には鞭打ち、殴打及び他の形態での身体的暴力が含まれた。(2015 年) 10 月、ガジプル (Gazipur) の村の調停役のムハンマド・ジャラル・ウディン (Mohammad Jalal Uddin) が共犯者と共に、或る女性を、会合への召喚に従わなかったことを理由に、失神するまで棒で殴打した。この女性は負傷のため入院した。

酸攻撃は、過去に比べると少なくなったが、依然として深刻な問題であった。襲撃者は被害者（通常は女性）の顔に酸を投げつけ、被害者の外見を損ね、また失明させることも多かった。酸攻撃は大抵、結婚の申し込みを女性が断った状況、或いは土地紛争に関連する例が多かった。法律では酸の入手可能性を統制し、女性に向けられる酸関連の暴力の低減を求めているが、法律に対する意識の欠如や不十分な執行状況により、その効果が限られてしまっている。政府は犯罪者の処罰と、一般市民への酸の出回りの低減に努めた。商務省 (Commerce

Ministry) は酸の販売先を、関連業界団体に登録済みの購入者に制限したが、政府は制限を普遍的に執行しなかった。酸投擲事件の訴追の迅速化を促すため、法律では特別法廷を規定し、また概して、保釈を認めていない。酸投擲被害者財団 (Acid Survivors Foundation) によると、特別法廷は効果を上げておらず、有罪判決が下される割合は依然として低い。

或る著名な地元 NGO の報告によると、(2015 年) 1 月から 6 月にかけて、25 件の酸攻撃が発生した。(2015 年) 1 月、マイメンシン (Mymensingh) 在住のムハンマド・シャミム (Mohammad Shamim) が、或る高等中学校 2 年生に、情熱的な口説きを断られたことを理由に酸を投げつけた。この少女は額と片眼に火傷を負って入院した。

セクシャル・ハラスメント：教育機関や職場を含め、公の場や私的な場でのセクシャル・ハラスメントは、高等裁判所のガイドラインにより禁じられている。このガイドラインの監視と執行は弱く、ハラスメントは依然として問題で、また時々、少女の通学又は通勤の妨げにもなった。(2015 年) 6 月、シラジカンジ (Sirajganj) 在住の 12 歳のモムタズ・カトゥン (Momtaz Khatun) が、地元の或る若い男から通学途中にストーカー被害に遭い、電話で嫌がらせを受けた挙句、自殺した。

性と生殖に関する権利：夫婦及び個人は子どもの数、年齢差及び出産時期を決める権利を有し、性と生殖に関する健康を管理し、それを実行するための情報と手段にアクセスすることができ、差別、強制又は暴力を免れる権利を有するが、複数の市民社会団体の報告によると、児童婚姻の被害者は様々なサービスを利用する手段を欠くことが多かった。夫婦及び個人は、全範囲にわたる避妊方法を利用することができ、例として長時間作用型可逆性避妊や恒久的避妊法が挙げられる。2011 年のバングラデシュ人口統計・健康調査によると、薬局は多岐にわたる家族計画の選択肢を用意し、国内で流通する家族計画用品の 33%を販売した。低い所得水準と教育水準、そして伝統的な家族の役割が時々、アクセスに対する障壁の要因となり、また低所得家庭の大部分は無料で提供される公的な家族計画サービスに頼る状況であったが、調査結果は、社会経済的地位と家族計画の使用との間の関連性を何ら示さなかった。

2010 年のバングラデシュ妊産婦死亡率調査によると、以前の 9 年間で妊産婦死亡率が生児出生 100,000 件当たり 322 件から 194 件へと、40%低下した。妊産婦死亡の約半分は、分娩後出血及び子癇が原因で、7%は閉塞性分娩又は分娩長期化が原因とされた。2013 年の必須サービス提供利用率 (UESD) 調査によると、熟練の助産師が出生児の 34%を分娩させ、分娩の 33%は医療施設で行われ、これらの比率は 2011 年にはそれぞれ 32%と 29%であった。女性の 55%が少なくとも 1 回、医学的訓練を受けた提供者からの出産前健康診断を受けていたが、生児出生後に推奨される 4 回の健康診断を受けた女性は、わずか 26%であった。分娩後 2 日以内に熟練の提供者から出産後健康診断を受けた母親は、わずか 27%であった。

差別：憲法では、全ての市民が法の前に平等であり、法の保護を平等に受ける資格を有すると宣言している。また憲法では、「国家及び公人としての生活のあらゆる領域における」女性の平等な権利も認識している。とは言え、女性は家庭、財産、そして相続法において、男性と同じ法的地位と権利を享受していない。伝統的なイスラム教の相続法の下、娘は息子の半分しか相続せず、また息子が居ない場合、あらゆる債務及び他の義務を清算した上で残った分しか相続できない。ヒンドゥー教の相続法の下、死亡した夫の財産に対する寡婦の権利は彼女の生涯に限られ、彼女の死後は男性相続人へ戻る。

女性は工場勤務での昇進、信用へのアクセスの獲得及び他の経済的機会を得る場合に困難に直面したが、政府の「全国女性発展政策 (National Women's Development Policy)」には、雇用と事業において女性のための機会を提供するという誓約が盛り込まれた。女性に対する雇用差別が発生した（第7節d項参照）。

子ども

出生登録：法律では、国内での出生による自動的な市民権の付与を認めていない。個人は父親又は祖父が、現在バングラデシュに属する地域の出身であれば、市民となる。家系を通じて市民権を得る資格を有する人の場合、父親又は祖父が、1971年又はそれ以後に係る地域の永住者であることが必須条件である。国の身分証明書又はパスポートを取得するには、出生登録が必要である。

教育：初等教育は5学年まで無償かつ義務教育であり、政府は10学年まで少女を通学させる親に助成金を支給した。授業料及び制服は依然、多数の家庭にとって法外なほど高価であった一方、政府は教育へのアクセスを高めるべく、数億冊もの教科書を無料で配布した。小学校への入学には男女差が見られたものの、学業成績は男子も女子も低く、また後に女子の割合は中学校で低下した。2010年の教育政策では義務初等教育を8学年まで延長したが、この政策を反映する法改正がまだ行われていないため、施行できない状況が続いていた。子どもを学校に通わせる家庭への政府の奨励策は、近年、小学校入学者の増加に有意義に貢献したが、地元レベルでの隠れた学費が、最も貧しい家庭、特に女子を抱える家庭にとって、アクセスに対する障壁を生み出した。多数の家庭が子ども達を学校に通わせず、稼ぎ手にならせる、或いは家事を手伝わせ、また小学校の範囲も、到達困難な区域や災害に見舞われやすい区域では不十分であった。早期結婚及び強制結婚は、中学校で女子が減る要因の1つであった。

児童虐待：児童の権利に関する強固な法制が定められているにも関わらず、これらの法律を

実施及び監視するための資源と能力が限られているため、全般的に執行不足の状況であった。統治は依然として弱く、児童を担当するのは最も資源の少ない省庁、即ち女性・児童問題省（Ministry of Women and Children's Affairs）であった。児童に対する多数の虐待形態が、性的虐待、体罰及び屈辱的処罰、児童放棄、誘拐及び人身売買を含め、依然として深刻で広範囲に及ぶ問題であった。児童はあらゆる環境、即ち家庭、コミュニティ、学校、居住施設及び職場において、虐待に対して脆弱であった。複数の地元人権団体の報告によると、(2015) 年中、17 歳未満の少女に対する強姦及び強姦未遂事件が多数発生した（第 1 節 c 項も参照のこと）。

(2015 年) 5 月、裁判所は、2014 年 3 月にダッカのミルプール (Mirpur) 区域で 5 歳の少女を強姦した教師に、終身刑と罰金 200,000 タカ (2,500 ドル) を言い渡した。

内務省に監視担当機関を設置するなど、進歩があったにも関わらず、児童人身売買や、人身売買被害者のケアと保護が不十分な状況が依然として問題であった。職場での児童労働や虐待が、一部の産業で、大部分は非公式部門で依然として問題で、また家庭内労働に従事する児童は、非公式な職場でのあらゆる虐待形態に対して脆弱であった（第 7 節 c 項参照）。

(2015 年) 7 月、或る男性集団が、人力車を盗んだとの理由で 13 歳の野菜売り、サミウル・アラム・ラジョン (Samiul Alam Rajon) を非難し、金属製の棒で殴打した挙句に死亡させた。男どもは 28 分間に及ぶ致命的殴打の様子を撮影したビデオを、ソーシャル・メディアに投稿した。1 か月も経たないうちに、12 歳のオートバイ整備工場助手のモハンモド・ラキブ (Mohammad Rakib) が、元雇用主から圧縮空気ホースを直腸に差し込まれ、腸と肺の破裂により死亡した。警察は両方の事件において複数名を逮捕し、これら 2 件の殺害は、自警主義と、児童労働者に対する暴力を巡る、社会的な激しい抗議に火を点けた。(2015 年) 11 月、裁判所はラジョン事件での 4 名と、ラキブ事件での 2 名に、死刑判決を言い渡した。

早期結婚及び強制結婚：法定結婚年齢は女性が 18 歳、男性が 21 歳であるが、未成年結婚が深刻な問題であった。児童結婚制限法 (Child Marriage Restraint Act) の草案は、国内で激しい討論の対象となったが、これは未成年結婚を手配した者に対する罰則の強化だけでなく、16 歳の幼い少女であっても合法的結婚が可能となり得る、親が同意する場合の例外も生じる可能性がある。未成年結婚に関して信頼できる統計は特定が困難で、それは結婚登録と出生登録が散発的であったためである。国連の「世界子ども白書 2013 年版 (State of the World's Children 2013)」という報告書によると、2002 年から 2011 年にかけて、バングラデシュでは 20 歳～24 歳の女性の 32%が 15 歳までに結婚し、66%が 18 歳までに結婚していた。児童結婚の低減を目指し、政府は 5 学年レベルの義務教育以降における女子の学費を支援する奨学金を用意した。政府は複数の NGO と共に、18 歳になるまで結婚を娘に待たせることの重要性

を両親に指導するためのワークショップや公共イベントを開催した。

他の有害な伝統的習慣：女性の平均結婚年齢が 18 歳未満であるため、持参金及び他の結婚関連の暴力の被害者に、児童も含まれていた。

児童の性的搾取：児童の性的搾取に対する罰則は、懲役 10 年から終身刑の範囲である。2013 年児童法（Children's Act）では、18 歳未満を全て児童と定義している。児童ポルノグラフィや、それらの販売又は流通は禁じられている。ポルノグラフィ規制法では、罰則の上限を懲役 10 年及び罰金 500,000 タカ（6,250 ドル）に定めている。そうしたデータに関して最新年である 2009 年、国際労働機関（ILO）及びバングラデシュ統計局は、商業目的での児童の性的搾取に関する基礎調査を完了した。この調査によると、性的搾取の被害児童 18,902 名のうち、83%が女子、9%がトランスジェンダー児童、8%が男子であった。調査報告によると、女子の 40%、男子の 53%が 16 歳未満、つまり、調査実施当時の承諾年齢未満であった。

国際的な子の奪取：バングラデシュは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。遵守状況については、米国国務省の報告書（travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html）を、また国別情報については以下を参照のこと：travel.state.gov/content/childabduction/en/country/bangladesh.html。

反ユダヤ政策

バングラデシュにはユダヤ人コミュニティが存在せず、反ユダヤ主義の法律に関する報告はなかったが、一部の新聞が時々、反ユダヤ的な記事や解説を掲載していた。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

2013 年の障害者権利・保護法（Disability Rights and Protection Act）では、障害者の平等な扱い及び差別からの自由を規定しているが、障害者は社会的及び経済的な差別に直面した。法律では障害の防止、障害者の取扱い、教育、更生、社会的保護、雇用、輸送機関のアクセス可能性、そして唱導に焦点を当てている。

法律では障害者に対し、教育機関への入学状況や就職状況を追跡調査するための身分証明書の登録を要求している。障害を理由とする学校、職場又は相続での不平等な取扱い、罰金 500,000 タカ（6,250 ドル）又は懲役 3 年を上限とする処罰対象である。法律では、法律の目的を果たすべく、あらゆる政府機関及び民間団体の間における関連活動の調整を担当する、27 名の委員で構成される国家調整委員会も創設した。

「障害に立ち向かう行動（Action against Disability）」という NGO によると、障害を持つ児童の 90% が公立学校に通っていなかった。政府は包含的教育に関する教員研修を行い、また地区レベルで障害専門家を採用した。政府は、障害を持つ学生向けの奨学金も用意した。

法律には、新規建築物を対象とする拡大的アクセス可能性要件が盛り込まれている。とはいえ、当局はこれらの要件を満たしていない新規建築物の建設計画を承認した。

法律では障害者に、非障害者と同じ情報アクセス権を与えているが、家庭やコミュニティの力学がしばしば、これらの権利の行使の是非に影響を及ぼした。法律には、障害者にとってアクセス性のある情報通信技術を、ビデオの字幕、手話、画面リーダー又はテキスト音声変換システムを通じて、公営及び民営の報道機関で提供するように規定している。国営テレビ局は手話を使用した。報道機関による全般的な慣行は、法律の要件を満たしていなかった。

法律では障害者を、政府が後援する法務サービスにおける優先集団として特定している。社会福祉省、社会サービス局（Department of Social Services）及び全国障害者発展財団（National Foundation for the Development of the Disabled）は、障害者の権利保護に責任を負う政府機関である。アクセス可能性の問題や差別を背景に、障害者は時々、政府の保健、教育及び社会的保護のサービスの本流から除外された。政府は、車椅子、補聴器、点字機械、矯正器具及び人工装具など、障害者の補助を目的に設計された数百もの品目を減税対象とした。

精神障害者の取扱いに関する政府の便宜は、不十分であった。保健省（Ministry of Health）は、全ての公立医科大学に、神経障害を評価するための児童発育センターを創設した。障害者の雇用同様、医学的及び職業的な更生のための民間イニシアティブも、いくつか存在した。国内及び国際的な複数の NGO が、障害者向けのサービスを提供し、唱導活動を行った。政府は 64 地区全てに障害者向けサービス・センターを設置し、そこでは地元当局が更生サービスや補助器具を無償で提供した。政府は自閉症に関する研究や意識高揚も促進した。

国籍／人種／少数民族

宗教的少数派のコミュニティに対する暴力的攻撃が続いたが、そうした攻撃の動機は大抵、経済的動機及び／又は政治的動機と見られた。

土地保有における少数派に対する差別は、証人保護の欠如と相まって、時々、土地奪取の防止や拘留された容疑者の訴追を困難にする要因となった。

宗教的少数派に属する一部の人々が、雇用や住宅供給における私的差別を報告した。複数の NGO の報告によると、出身国、人種、そして民族的な少数派が差別に直面した。例えば、一部のダリット（ヒンドゥー教における最下層のカースト）が土地、十分な住宅、教育及び雇用へのアクセスを制限された。

先住民族

先住民族コミュニティは、1997 年の平和協定において要求された通りの市民サービスや高等教育において、CHT の先住居住者の参加を政府が割り当てたにも関わらず、広範な差別や虐待に見舞われた。CHT 出身の先住者は、土地委員会の構成及び政策に関する不賛成を背景に、自分達の土地に影響を及ぼす決定に効果的に参加することができなかった。厳格な治安対策により、一部の先住者や活動家は差別との闘いを妨げられた。

先住者は、強姦や殺害を含め、社会的暴力にも苦しめられた。この暴力は、土地奪取を伴うこともあった。先住民族の権利に関する NGO であるカパエン財団（Kapaeeng Foundation）によると、先住の女性や少女がますます、強姦及び他の暴行の標的とされ、司法制度は被害者の保護又は犯罪者の処罰のために機能しないことが多かった。

（2015 年）1 月、ディナジプル（Dinajpur）のサントル（Santal）村の先住民と、多数派コミュニティのメンバーとの間での土地所有権に関連する紛争が、武力衝突にまで発展した。サントル村の家屋のほとんどが破壊又は略奪され、襲撃者は村の井戸で使う手動ポンプを持ち去った。地元当局は被害者へ救援物資を支給した。警察は一部の村人を逮捕したが、報告によると、多数派コミュニティに属する者を誰も逮捕しようとしなかった。

憲法では、先住民族にとって有利な差別是正措置を勧案しているが、先住民族集団の報告によると、効果的な差別是正措置は実施されなかった。複数の NGO が、政府での雇用及び昇進における先住民族に対する差別を報告した。CHT 委員会によると、先住民族の子ども達の中で 10 歳まで学校に通ったのは半数に満たず、これは部分的に、先住民族の言語指導の欠如が原因であった。先住民族は時々、十分な住宅供給や医療にアクセスできないこともあった。

複数の先住民族集団及び NGO が、文民及び軍人の諜報機関による監視を報告した。

中央政府は土地使用に対する権限を保持した。土地委員会は、非合法的に取得された全ての土地の調査及び返還を目的に創設されたが、(2015) 年中に解決した紛争は全くなかった。ベンガル人及び先住者は、委員会の構成と公平性を疑問視した。

丘陵地帯以外の先住者コミュニティは、ベンガル人イスラム教徒に土地を奪われたと報告した。政府は、マウリビバザール (Moulvibazar) とモドゥプル (Modhupur) の森林区域において先住者コミュニティが伝統的に所有してきた土地での、建設プロジェクトを続行した。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

合意の上での同性同士の性的活動は違法であるが、法律は執行されなかった。レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス (LGBTI) の集団の報告によると、警察は法律を、LGBTI の人々、特に男性同性愛者と見られる人々を苛めるための口実として使用した。一部の集団は、警察の規範における疑わしい行動規定の下での嫌がらせも報告した。トランスジェンダーとなった「ヒジュラ (hijra)」の人々は長年にわたり隅に追いやられてきたものの、社会の一部と認められてきた一方、政府は 2013 年 4 月の普遍的定期レビューにおいて、LGB 人口の存在を認知した。これは、バングラデシュには LGB の人々が存在しないと外務大臣が発言した 2009 年のレビューにおけるスタンスと対照的であった。

ディティ (Dithi) として知られる、或る人物が、(2015 年) 12 月のサトキラ (Satkira) での地方選挙で争った際、バングラデシュ初の第 3 の性の議員候補となった。

ゲイに対する非公式の支援ネットワークはいくつか存在したが、特にレズビアンの支援を目的とする組織はほとんどなかった。

LGBTI の人々に対する攻撃は時々発生したが、これらの犯罪は、被害者が秘密を望んだため、立証が困難であった。性的指向に基づく強固な社会的汚名は日常的で、このテーマに関する開かれた議論を妨げた。首都の主要なベンガル人の新年祝賀の歳に行われる、虹をテーマに掲げた行進など、一部の公共行事は、主流社会からの反応をほとんど引き出さなかった。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV 及び AIDS に対する、また比較的リスクの高い人々に対する社会的汚名は、特にトラン

スジェンダーのコミュニティや、男性同士の性行為経験者にとって、保健サービスを利用する際の障壁となり得る。ジェンダーの規範は時々、女性が HIV に関する情報やサービスを利用する妨げとなった。HIV の汚名を着せられて暮らす人々の指数（People Living with HIV Stigma Index）によると、HIV 陽性者は時々、社会的排斥、監禁、そして相続権の否定に直面した。総体的な HIV 感染率は 0.1%未満であった。

HIV/AIDS 患者に対する暴力に関する報告は限定的であった。複数の NGO が、これは部分的に、被害者が身元を明かすことの拒否と、国内での HIV/AIDS 感染率が比較的低いことに起因する研究不足の作用であると考えた。

他の社会的暴力又は差別

自警団員の殺害が発生した。複数の地元人権団体が、事件の報告件数はおそらく実際に発生した件数のごく一部に過ぎないと認めた。非合法的な死刑宣告及び村の仲裁や、宗教学者ではなくむしろコミュニティ指導者によって与えられる裁定として、或る著名な地元 NGO が定義した状況であるが、それらも発生した。（2015 年）1 月、ナルシンディ（Narsingdi）で地元の人々が強盗容疑者 7 名を殴打し、死亡させた。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律では組合に加入する権利を規定し、また政府の承認を前提に、組合を結成する権利を規定しているが、組合を登録するための要件は依然として高かった。例えば、法律では、或る企業の労働者全体の 30%以上の合意を、労働・雇用省（Ministry of Labor and Employment）が組合を承認する前の要件として定め、同省は組合加入者が 30%未満となった場合に組合解散を裁判所に要請することができる。法律では包括的（工場全体）な交渉単位のみ許容している。労働法における労働者の定義では、経営、監督及び事務管理の担当職員を除外している。消防担当者、警備員及び雇用主の秘密補佐は、組合に加入できない。公務員及び治安部隊職員は、組合結成を禁じられている。同省は他の理由でも、労働裁判所が承認すれば、組合の登録を抹消することができる。法律では組合に、解散又は登録拒否の場合における上訴権を与えている。

労働・雇用省は 2013 年以降、400 余りの新規組合を登録してきたが、ソリダリティ・センター（Solidarity Center）によると、これらの組合のうちかなりの数が、（2015）年中に活動停止状態となり、その背景には工場閉鎖、或いは雇用主の側における不公正な労働慣行の嫌疑が

あった。(2015)年中、申請率は大幅に低下し、却下率が上昇し、そして見込まれていた多数の組合が、労働法に記載されていない理由で却下されたと報告した。同省は 2015 年の組合登録却下率を、ダッカでは 73% (188 件中 137 件)、チッタゴンでは 20% (20 件中 4 件) と報告した。ソリダリティ・センターによると、(2015 年) 9 月時点で、同省は 59 の組合を登録して 48 の組合を却下したが、因みに 2014 年は通年で登録が 178 件、却下が 66 件であった。

法律では合法的ストライキを実施する権利を規定しているが、多数の制限を伴う。例えば、政府は「コミュニティに深刻な困難」をもたらすと見なされるストライキを禁ずることができる。加えて、法律では持続期間が 30 日間を超えるストライキを全て終了させることができる。加えて、法律では商業的生産開始から最初の 3 年間、或いは工場が外国人の投資で建設された場合、又は外国人投資家が所有者である場合、ストライキを禁じている。

合法的に登録された組合は、要求書を雇用主に提出し、団体交渉を行う資格を与えられる。これは希にしか発生しなかったが、事例は増加していた。法律では、合法的権利の行使を理由とする組合員に対する報復など、不公正な労働慣行に対する刑事罰を規定している。複数の労働団体の報告によると、一部の企業で労働者が団地交渉権を行使せず、その背景には組合が苦情に対して経営側と一緒に非公式に対処する能力、或いは報復に対する恐怖心があった。

ラジ (Raj) の洗淨工場に勤務する労働者が 2014 年 1 月に動労組合に登録した後、経営側が 60 名の労働者を解雇し、また組合指導者に対して、組合指導者の主張は虚偽であるという刑事告訴を提起した。組合は解雇に関して不公正な労働慣行の申し立てを、2014 年に 2 回に分けて提起したが、(2015) 年末時点でこの事件における応答又は変化は全くなかった。

ソリダリティ・センターによると、(2015 年) 10 月時点で、まだ活動していた衣料部門の複数の組合とそれぞれの経営側が、15 件の団体交渉合意に到達した。

プライム・セーター (Prime Sweaters) に勤務する労働者は、(2015 年) 2 月に組合登録を受理された後、反組合の報復を受けたと報告した。組合は嫌がらせが続いたため、不公正な労働慣行の申し立てを労働省に繰り返し提起した。(2015 年) 10 月時点、状況は未解決のままであった。

法律には、活動の組織化における雇用主の干渉から組合を保護する規定が盛り込まれているが、雇用主は、特に既製衣料産業において、この権利に干渉することが多かった。複数の労働団体組織者が、脅迫及び虐待、従業員の解雇、そして治安部隊や国家安全保障諜報局による監視を報告した。労働者の権利に関する複数の NGO が、解雇された一部の組合員は雇用

主によってブラックリストに記載されたために、同じ部門で仕事を見つけることができない状況にあると申し立てた。

2013年に発効した労働法改正では、従業員数が50名を超える全ての工場に対し、選挙で選ばれる労働者参加委員会（Workers' Participation Committee）（WPC）を設置するよう要求している。（2015年）9月15日、政府は改正労働法において要求された「Bangladesh Labour Rulesの施行」を可決した。この規則には、WPCの選出プロセスの概要が盛り込まれている。

Bangladesh Export Processing Zone（EPZ）管理局（BEPZA）の権限の下に置かれる別の法的枠組が、EPZ内での労働者の権利に適用される。EPZ法では、団体交渉権や争議における代表権など、労働者によって選ばれた労働者福祉団体のための、一定の限定的な結社権及び交渉権を定めている。懲役刑の下であらゆるストライキを禁じていた、EPZ法における以前の規定が2013年に失効した一方、同法は引き続き、BEPZA局長が公共の利益を阻害すると見なすストライキを一切禁ずる裁量権など、ストライキを行う権利に対する厳格な制限を規定している。同法ではEPZ労働者法廷、上訴法廷及び調停人を規定しているが、これらの機関はまだ確立されておらず、代わりに8つの労働法廷と1つの上訴労働法廷が、EPZにおける事件を審理していた。BEPZAは、監察官の役割を果たす労働カウンセラーと共同での、独自の監察体制を持っている。EPZの労働者団体は、外部の政党、組合又はNGOとの如何なる繋がりも確立することを禁じられている。

EPZ内での合法的ストライキの報告例はなかった。BEPZAの報告によると、EPZにおいて2014年に提起された労働関連事件114件中、42件が決着し、残りは労働裁判所で係争中であった。

EPZ内での結社権及び労働者保護に対する制限を除き、国内の労働法では反組合的差別を禁じている。労働裁判所は、組合活動を理由に解雇された労働者の復帰を命ずることができる。

政府は適用可能な法律を必ずしも効果的に、又は一貫性のある形で執行したわけではない。例えば、労働法では、労働裁判所による調停、仲裁及び紛争解決のための仕組みを定めており、団体交渉中の組合に属する労働者は、和解に到達できない場合はストライキを行う権利を有する。実際問題として、厄介な法的要件に従ったストライキはほとんどなく、またストライキ或いはウォークアウトは自然発生的に起こることが多く、特に組合を持たない職場がそうであった。

労働省の資源は、監察を行い、問題を効果的に是正するには不十分で、また同省は裁判所に訴訟を提起せずに雇用主を直接制裁する権限がなかった。同省はそれでもなお、職員の増員

と技術的能力強化に向け、様々な措置を講じた。政府は同省の予算を 2014-15 会計年度に 370%増やし、そして 2015-16 会計年度にさらに 72%増やした。同省は新任の監察官を雇用及び訓練し、現在合計 284 名を抱える。同省当局者は、2014 年に労働関連違反について 1,546,420 タカ（19,330 ドル）の罰金を科したと報告した。

労働法違反に対する罰則は 2013 年に強化され、これらの罰則は実施規則の発布によって有効化された。初回違反に対する罰金は 25,000 タカ（313 ドル）が上限であるが、2 回目の違反だと倍増する。同法では最長 3 年の懲役刑も認めている。違反の結果、死亡に至った場合、同法では最大 100,000 タカ（1,250 ドル）の罰金、最長 4 年間の懲役、又は両方を認めている。行政上及び司法上の上訴は、大幅な遅延を想定しなければならなかった。

（2015 年）2 月、労働・雇用省は、バーサタイル・テキスタイル社（Versatile Textiles Limited）での初めての組合登録申請を却下したが、その理由は、見込まれた組合ではなく工場経営陣が、同省当局者の工場立ち入りを拒否したためであった。

ダッカ・ダイイング・ガーメント社（Dhaka Dyeing Garments）に勤務する労働者は、組合登録を 3 回、試みた。労働省は申請を 2 回却下し、その理由は、労働者の発言の根拠が合法的でない、又は正当性を欠くものであったためである。3 回目の登録申請後、労働省当局者は工場を視察したが、申し立てによると、労働者を反組合に仕向けようとした。労働者は、同省の監督官が登録活動を止めさせる目的で労働組合連盟に贈賄を申し出たとも主張している。

b 強制労働の禁止

法律では、あらゆる形態の強制労働を禁じている。強制労働に対する罰則は、5 年～12 年間の懲役及び 50,000 タカ（625 ドル）以上の罰金である。強制労働を禁ずる法律を執行する監察機構は機能していなかった。資源、監察、及び是正努力が不十分であった。法律では、人身売買被害者に提供される避難所及び他の保護サービスを強制労働被害者が利用する権利も規定している。

詐欺的な雇用の申し出によって海外での就労に採用された人々がその後、強制労働又は債務による束縛の条件の下、国外で搾取されていた。

奴隷的な労働や家事の例がいくつか報告され、農村地域が圧倒的に多かった。子どもと大人が強制的に家事労働や奴隷労働に送り込まれ、移動を制限され、賃金を支払われず、脅迫、身体的虐待又は性的虐待を受けた（第 7 節 c 項参照）。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書」(Trafficking in Persons Report) を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律では児童雇用を規制しており、また規制は仕事の種類及び児童の年齢に応じて異なる。最低就労年齢は 14 歳で、危険有害作業の最低年齢は 18 歳である。法律では一定の例外を認め、12 歳又は 13 歳の児童でも制限された形での軽作業であれば許可される。未成年者は、工場では 1 日 5 時間、週 30 時間まで、或いは他の種類の職場では 1 日 7 時間、週 42 時間を限度に働くことができる。法律により、全ての児童が 5 学年まで通学しなければならない。2013 年の労働法改正では、危険有害区域での若者の労働をさらに制限している。

労働省の執行機構は、大規模な、都市部の非公式部門については不十分で、また衣料輸出部門やエビ加工部門を除き、児童労働関連法はほとんど執行されていなかった。農業及びその他、政府が監督しない非公式部門は、多数の児童を雇っていた。

同省の 2012-16 年の児童労働国家行動計画 (Child Labor National Plan of Action) の下、国家児童労働福祉評議会 (National Child Labor Welfare Council) が児童労働の監視を担当している。同評議会は (2015 年) 5 月 26 日に初会合を開いた。政府は、児童労働を含む児童に対する広範な暴力への対応、介入の監視、そして照会機構の開発を目的に、地区レベル及び小地区レベルでの児童保護ネットワークを義務付けた。

法律では児童労働が関係する違反について、名目上の 25,000 タカ (313 ドル) 未満の罰金を含め、罰則を定めている。これらの罰則は、違反を抑止するには不十分であった。政府は時々、家事使用人を虐待した雇用主を刑事告訴した。労働省は 2014 年に 40 件の児童労働事件を提起したが、概して資源、監察、及び是正措置が不十分であった。

(2015 年) 10 月、一般市民から幅広く激しい抗議を受けた後、警察はクリケット全国代表チームのメンバー、カジ・シャハダット・ホサイン (Kazi Shahadat Hossain) とその妻を、家事使用人として雇っていた 11 歳の少女、マフザ・アクター (Mahfuza Akhter) に対す虐待の罪で逮捕した。ホサインは、アクターがホサインの自宅近くの路上で火傷及び他の身体的虐待の痕跡を負った状態で発見された後、3 週間にわたり逃亡していた。

児童労働は、特に非公式部門や家事労働で蔓延していた。ILO の推定によると、370 万人の児童が働き、130 万人が危険有害な部門で働いていた。児童は最悪の形態の児童労働に従事

し、主に農業での危険な活動が多かった。農業に従事する児童はリスクを負って、危険な道具を使用し、重い荷物を運び、そして有害な農薬を散布していた。児童は長時間働くことが多く、極端な温度に曝され、鋭利な道具による負傷率が高かった。児童は石や煉瓦の破碎、染色作業、鍛冶屋の助手、そして建設作業など、危険有害な活動にも従事した。強制児童労働は干し魚産業でも見受けられ、児童は有害な化学物質、危険な機械、そして長時間労働に曝された。都市部では路上生活児童が人力車の牽引、ゴミ回収、リサイクル、行商、物乞い、自動車修理、そしてホテルやレストランでの労働といった仕事に就いていた。これらの児童は、例えば強制的な物乞い、或いは薬物の密輸又は販売に使われるなど、搾取に対して脆弱であった。

児童は頻繁に、未登録の衣料産業、陸運業、製造業及びサービス業を含め、非公式部門で働いていた。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (Findings on the Worst Forms of Child Labor)」を参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用又は職業に関する差別

労働法では、性別又は障害に基づく賃金差別を禁じているが、性別、障害、社会的地位又は同様の要因に基づく他の差別は禁じていない。憲法では宗教、人種、カースト、性別又は出身地に基づく、国による不利な差別を禁じ、また明示的にその禁止を、政府による雇用にも拡大適用し、そして不利な立場の人々の利益になる差別是正措置プログラムを認めている。

雇用機会は、比較的低賃金の衣料部門で働く女性を対象に、増加した。女性は衣料部門労働者の過半数を占めるが、労働力参加は依然、工場の現場での仕事に限られ、公式経済における他の部分に占める割合は低い。女性は時々、セクシャル・ハラスメントを含め、工場で虐待を受けた。経済全体にわたり、性別に基づく賃金格差が多少あったが、衣料部門では女性も男性も同等の賃金であった。

衣料部門内では同等の仕事に対する賃金は平等であった一方、女性は概して監督者や管理者の役職に占める割合が少なかった。一部の宗教的少数派、少数民族及び他の少数派が、特に民間部門での差別を報告した（第 6 節参照）。

e 受入れ可能な労働条件

国家最低賃金委員会（National Minimum Wage Board）は、最低月給を部門単位で定めた。同委員会は随時招集され得るが、三者会合形式で少なくとも 5 年おきに会合を開き、賃金体系及び給付金を産業別に設定しなければならない。法律により、政府は雇用主及び労働者と協議の上、公式発表を通じて現行賃金体系を修正又は改正することができる。衣料産業では、同委員会が最低月給を 2013 年に 5,300 タカ（66 ドル）に設定した。アパレル産業での賃金は最低賃金より高いことが多く、また EPZ 内での賃金も典型的に、全般的な賃金水準より高かった。最低賃金が最も低い水準に該当したのは、2013 年に覚書によって日額 69 タカ（86 ドル）に設定された、茶包装作業の賃金であった。設定された最低賃金はいずれも、都市部住民の生活水準を十分に満たすものではなかった。最低賃金はインフレ（年間平均 7～8%）に合わせて指数化されたわけではないが、委員会は時々、一部の部門での賃金に合わせて生活費調整を行った。

法律により、標準労働時間は 1 日 8 時間である。週当たりの標準労働時間は 48 時間であるが、基本給の 2 倍の超過時間手当の支払いを前提に、60 時間まで延長可能である。超過勤務は義務的であってはならない。労働者は、1 日の労働時間が 8 時間を超える 1 時間の休憩、又は 1 日の労働時間が 5 時間を超える場合は 30 分の休憩を取らなければならない。工場労働者は、毎週 1 日の休暇を与えられなければならない。商店労働者は週当たり 1 日及び半日の休暇を与えられる。法律では労働安全衛生基準を定めており、また最近の法改正により、労働者安全委員会の設置が義務付けられた。

労働法実施規則には、工場内で労働安全衛生（OSH）委員会を結成する際のプロセスの概要が記されている。この委員会には、経営陣と、組合又は工場の WPC から推薦される労働者の双方が含まれる。組合又は WPC が存在しない場合、労働省が、労働者代表者の選出を段取りする。

政府は、最低賃金、労働時間、及び労働安全衛生基準を、全ての部門で効果的に強制したわけではない。衣料産業では焦点が強化されたことから一部の衣料工場で法令遵守状況が改善された一方、資源、監察及び是正措置は諸部門にまたがって概して不十分で、違反に対する罰則も、違反を抑止するには不十分であった。

2013 年に起こったラナ・プラザ建物崩落事故では 1,138 名の労働者が死亡し、負傷者は 2,500 名を超えた。（2015 年）7 月、当局は建物所有者のソヘル・ラナ（Sohel Rana）と地元自治体行政長官を含め、責任があるとされた 6 名について、建築基準法違反容疑で逮捕状を発行した。裁判所は別の刑事起訴状を警察に差し戻したが、それは裁判所がその起訴状について、関係するとされる政府当局者全員を挙げていないと判断したためであった。（2015 年）11 月初旬の時点で、ラナは拘留中であった。崩落事故の余波を受け、民間企業、外国政府及び国

際機関が政府と協力して、(2015 年) 12 月時点で 3,660 箇所の衣料工場を検査した結果、37 箇所が人命に対する危険が差し迫っているとの理由で閉鎖に追い込まれた。多数の工場が、安全条件の改善に向けた措置を講じ始めた。

複数の労働者団体によると、法律で定められた OSH 基準は不十分で、また法令遵守に向けた措置を講じる工場が増えた。法律では法令不遵守に対する罰金を最大 25,000 タカ(313 ドル)と規定しているが、これは違反の抑止力にはならなかった。

労働時間の法定限度違反は日常的であった。既製衣料部門ではしばしば、雇用主が輸出納期を守るために 1 日 12 時間以上の労働を労働者に要求したが、必ずしも働いた時間分の適切な報酬を労働者に支給したわけではない。ソリダリティ・センターによると、労働者は自ら望んで、法定限度を超えて残業した。雇用主はごく普通に、労働者の給料を遅配したり、或いは十分な休暇の取得を拒否した。労働省による監察では、超過時間違反の報告が全くなかった。

多数の職場において、安全条件が極めて劣悪であったが、ソリダリティ・センター及びその他の報告によると、衣料部門では安全性が大幅に改善された。バングラデシュ消防局 (Fire Service) 及び民間防衛局 (Civil Defense) が、(2015 年) 11 月時点で 30 件の衣料工場火災が発生したが犠牲者は皆無であったと報告し、因みに 2014 年には 152 件の火災が発生した。

(2015 年) 9 月、裁判所は、2012 年の火災で 112 名の労働者が死亡したタズレーン・ファッションズ社 (Tazreen Fashions) の工場所有者、デルワー・ホサイン (Delwar Hossain) を含め、13 名を起訴した。

市民の大多数が働く大規模な非公式部門において、信頼できる労働統計はほとんど入手できず、またこの部門での労働関連の執行は困難であった。バングラデシュ統計局の 2010 年版労働力調査報告書によると、非公式部門が国内の労働者 5,670 万人のうち 4,730 万人を雇用していた。